

◎摂南大学の安全保障輸出管理情報

2023年7月
研究支援・社会連携センター

1. 最近の関連情報

(1)輸出貿易管理令の改正により大韓民国が同政令別表3の国・地域に追加されました(2023年6月30日公布、2023年7月21日施行)。これに伴い、所定帳票(様式1、様式2)を修正しています。この改正に伴い、大韓民国向けの輸出については、キャッチオール規制の対象から外れます。

(2)2021年の輸出者等遵守基準を定める省令の改正(2022年5月1日施行、適用)に伴う「みなし輸出管理」の明確化(※)および「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」に沿うように「摂南大学安全保障輸出管理規定(学園674)」を改正し、2022年5月1日に遡って適用しています。

(※) 経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

2. 安全保障輸出管理対象等

教職員等および学生等が本学における教育研究その他の活動として行う外国あるいは非居住者または特定類型該当者(※)への技術の提供および貨物の輸出(以下「輸出等」)が管理対象となります。例として海外出張、海外からの研究員の受入れなど行う場合は、既存事務手続きに組み込む形で安全保障輸出管理手続きをお願いします(「4. 手続きの流れ」参照)。

ただし、機関責任のもとでの管理と教員の負担軽減に鑑み、L・I・J・W・G部など人文・社会科学系学部を中心とした非実験系の教職員および事務職員の場合、『規制技術等を輸出等しないことが明らかな場合、稟議手続時の所定帳票の提出は省略可としますが、この場合、必ず稟議書にその旨を明示してください。』

●稟議書への記入例

[【記入例\(海外出張手続関係\)】](#)

[【記入例\(受託研究員の受入れ関係\)】](#)

(※) 特定類型該当者とは、居住者であって、外国政府等との結びつきが強いと想定される者をいいます。具体的には、類型①：外国の機関と雇用関係がある。類型②：外国政府等から奨学金等を受入れている。類型③：外国政府等から何らかの命令を受けている者です。非居住者の場合は、居住者となった時の該当性について判断することになります。居住者・非居住者の区分は「外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年蔵国第4672号)」に基づきます。特定類型の該当性のチェックには経産省が公表する「特定類型該当性確認のための簡易YES/NOチャート」(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance/guidance_6_chert.pdf)をご活用ください。チャートに記載のない類型③に該当が疑われる者については、経産省が大学に連絡することを主に想定されておりますので、本学での確認は省略可です。

3. 所定帳票

輸出等の態様によりつぎの2種類を用意しています。必要に応じてご利用ください。

なお、「2. 安全保障輸出管理対象等」ただし書きに該当する場合は所定帳票の提出は省略可

能です。

(1)海外への技術の提供・貨物の輸出

[\(様式1\) 安全保障輸出管理事前確認シート【技術の提供・貨物の輸出用】](#)

(2)外国人（研究者、留学生等）の受入れの場合

[\(様式2\) 安全保障輸出管理事前確認シート【外国人研究者・留学生・訪問者等の受入用】](#)

※以下の様式は(1)(2)作成過程で提出を要する場合のみ、適宜作成・提出ください。

(3) [\(様式3\) キャッチオール規制チェックシート](#)

(4) [該非判定票 ※【様式例】](#)

4. 手続きの流れ

既存事務手続きに組み込む形で安全保障輸出管理手続きを実施します。

(1) 技術の提供・貨物の輸出

[別紙1](#)のとおり

(2) 外国人研究者・留学生・訪問者等の受入

[別紙2](#)のとおり

5. 本学における安全保障貿易管理体制

[別紙3](#)のとおり

6. その他

(1)所定帳票・運用方法について

安全保障輸出管理の運用過程でお気づきの改善意見などは研究支援・社会連携センターまでご連絡ください。特段の問題が生じる、あるいは教職員等に過度な負担となる事態が生じた場合は、適宜、安全保障輸出管理委員会委員長（事務局長）の判断に基づき変更を検討します。

(2)各種情報

Q&A（大学・研究機関向け）、具体的な規制技術等の情報などは大学ホームページあるいは経済産業省のホームページを参照下さい。

・大学ホームページ（ <https://www.setsunan.ac.jp/kenkyu/shien/support/#support017> ）

・経済産業省（ <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/> ）

(3)問い合わせ先

研究支援・社会連携センター（安全保障輸出管理委員会事務担当部署）

（E-mail: SETSUNAN.Kenkyu.Shakai@josho.ac.jp /内線：840-3834（担当：西尾））

以上